

やむを得ない事由により常時従事者である
構成員に該当しないこととなった旨の届出書
(所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第3項又は第5項適用分)

税務署
受付印

令和____年____月____日

_____税務署長

〒

届出者 住所_____

氏名_____

(電話番号 - -)

私は、下記1に記したやむを得ない事由により、令和__年__月__日において常時従事者である構成員に該当しないこととなりましたが、引き続き下記2の所得税法等の一部を改正する法律(平成17年法律第21号)附則第55条第4項第1号に規定する特定農地所有適格法人の理事等となっていますので、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第103号)附則第33条第5項第1号の規定により届け出ます。

記

1 やむを得ない事由

2 特定農地所有適格法人の所在地・名称

所在地 _____ 名称 _____

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

記 載 方 法 等

この届出書は、やむを得ない事由により、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第103号）附則第33条第3項第3号に規定する常時従事者である構成員に該当しないこととなった場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

なお、この届出書の提出期限は、原則として、やむを得ない事由により、常時従事者である構成員に該当しないこととなった日から1か月を経過する日までです。